

日本の「移民政策」の課題

——「技能実習制度」を中心に——

徳 田 剛

1. グローバル化する日本社会における「外国人」の位置づけ

グローバル化の時代と言われて久しいが、その影響は日本の人口構成にも及んでいる。新型コロナウイルス感染症対策の影響で国境を超えた人口移動が著しく制限されていることを鑑みたととしても、2020年12月末現在で日本に居住・滞在している外国籍者の人口は288万7116人（出入国管理庁「在留外国人統計」より）となっており、およそ2.3%が外国籍を持っている。帰化によって日本国籍を得た人の数を加えると、日本の総人口の数パーセントが外国にルーツを持つ人たち、ということになる。

また、外国籍の人たちの構成を概観してみると、第二次世界大戦後に外国人として組み入れられた朝鮮半島出身者（いわゆる在日コリアンと呼ばれる人たち）の割合が高齢化や帰化によって減少傾向にある一方で（2020年12月末現在の特別永住者の数は30万4430人）、中国・ベトナム・フィリピンなどのアジア地域からの来住者の割合が高まってきている。とりわけ、アジア諸国から技能実習生として日本にやって来る人の数が増加しており、各種の技能実習の在留資格の合計が37万8200人、2019年に新たに施行された特定技能による在留者が1万5663人、（就労時間に上限があるが）その多くが学業のかたわらにアルバイトとして働いている留学生が28万901人など、アジア地域から多くの若者たちが日本にやって来て何らかの仕事に就いている。15歳以上65歳未満の労働人口を母数にすれば、そのうちの外国人比率はもっと高い値になってくるだろう。

買い物で立ち寄るスーパーやコンビニの店員として、あるいは（直接目には見えないが）われわれが口にする多くの食品の生産工程の労働者として多くの外国人がすでに働いており、もはや日本の経済においても不可欠な存在となっている。今後さらに少子高齢化が進み、労働人口が減少していくにつれて、外国人の受け入れ人数を増やさなければどうにもならなくなるような業種や地域も増えていくだろう。そして、そのような日本人の労働者の確保が難しい業種や地域において外国人労働力を調達するための経路として重用されているのが技能実習生と留学生である。いずれもが就労を主目的とした在留資格ではなく、結果的に実習先・留学先の変更ができないことから、人件費が安く使い勝手の良い「労働者」として日本の雇用者の側から受け止められ、活用されているのである。新型コロナウイルスの影響で国際移動が困難になったために足止めを食い、必要な労働力が確保できなくなったり、逆に滞在期間を過ぎても帰国できず処遇に困るような事態が生じたりしているのも、この技能実習生と留学生なのである。

本稿では、様々な意味で現行の移民政策が「曲がり角」に差し掛かっている在日外国人の状況について、統計資料の検討をもとに実情を明らかにし、その課題と今後の方向性について考えてみたい。

2. 在日外国人の現況——「在留外国人統計」の分析から

(1) 出身国・地域別に見た在日外国人人口の内訳とその動態

ここでは、コロナ禍にある2020年12月現在の日本在住の外国人（外国籍を有する人たち）について、出入国管理庁のまとめによる「在留外国人統計」をもとに確認する。

まずは、どの国籍を持つ人の数が多いのかについて見てみよう。表1は、在留外国人統計の最新の数値である2020年12月末現在の上位10か国をまとめたものである。それによれば、1位は中国、2位ベトナム、3位韓国、4位フィリピン、5位ブラジルの順で上位国が形成されている。6位以下を見てみると、近年増加が著しいネパールが6位に入り、上位をう

表1 国・地域別外国人数
(上位10か国、2020年12月現在)

1	中 国	778,112
2	ベ ト ナ ム	448,053
3	韓 国	426,908
4	フ ィ リ ピ ン	279,660
5	ブ ラ ジ ル	208,538
6	ネ パ ー ル	95,982
7	イ ン ド ネ シ ア	66,832
8	台 湾	55,872
9	米 国	55,761
10	タ イ	53,379
	…	
	総 数	2,887,116

かがっている。上位10か国のうち、ブラジルとアメリカ合衆国を除くと、上位8か国までがアジア地域に位置する国・地域によって占められていることが見て取れる。

次に、外国人の人数の変化を見てみると、新型コロナウイルスの流行までは右肩上がりでも上昇していた在日外国人数が減少・横ばいの傾向を示している。図1は、外国人総数の推移を半年ごとに追ったものである。執筆時点で最新となる2020年末時点の統計では288万7116人となっているが、近年で最多であったのは、新型コロナウイルスの流行が始まる直前の2019年12月末の293万3137人である。2011年の東日本大震災の影響による減少以降は増加の一途をたどってきた日本の外国人数は、ピークを迎えたその半年後の2020年6月時点では約4万7千人の減少となっており、新型コロナウイルスの世界的な蔓延に伴う国際人口移動の停止状態による影響が如実に表れている。

図2は、上位5か国の人口動態を年ごとに表したものである。それによれば、減少傾向にある韓国以外の国々について、中国、フィリピン、ブラ

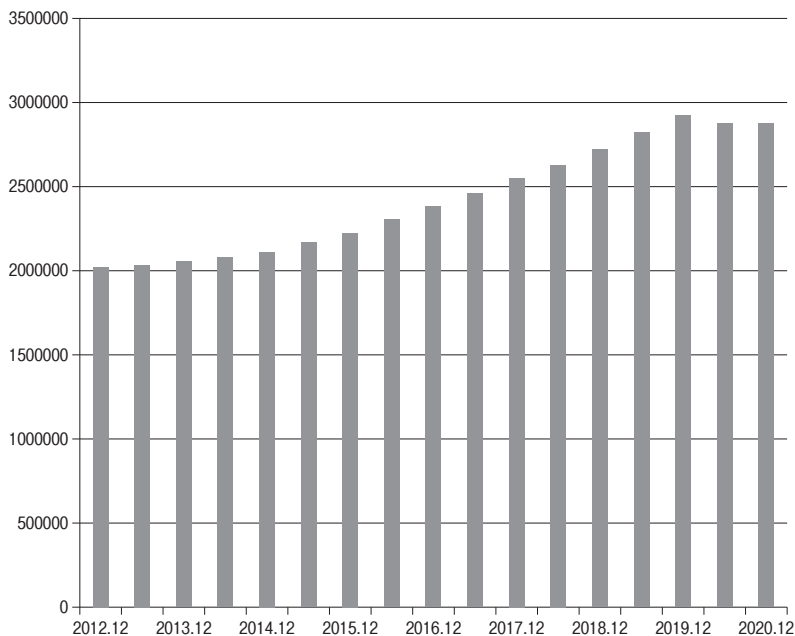


図1 日本の在留外国人人口の総数の推移

(出典：出入国管理庁「在留外国人統計」をもとに筆者作成)

ジルでは2019年末までは微増傾向にあり、コロナの影響によって減少に転じているが、2位のベトナムは短期間で人口が急増しているのみならず、コロナの影響下にある2020年以降も人口が増えている点で特異な傾向を示している。この不自然とも見えるコロナ禍でのベトナム籍人口の増加傾向について、ジャーナリストの出井康博は、2020年11月から翌年1月にかけての入国規制緩和期にベトナムからの技能実習生や留学生の入国ラッシュが起こった、と指摘している。当の実習生は送り出し機関に支払った借金を返すために一日も早く日本に渡る必要があり、渡航がなければ送り出し側・受け入れ側の手数料収入が減額してしまう事情があり、そして受け入れ側には農漁業や製造業などの実習生の受け入れ先で予定していた労働力の確保が困難になってしまう事情があり、そうしたそれぞれの事情からベトナムより日本への実習生の出国ラッシュとなったというのである

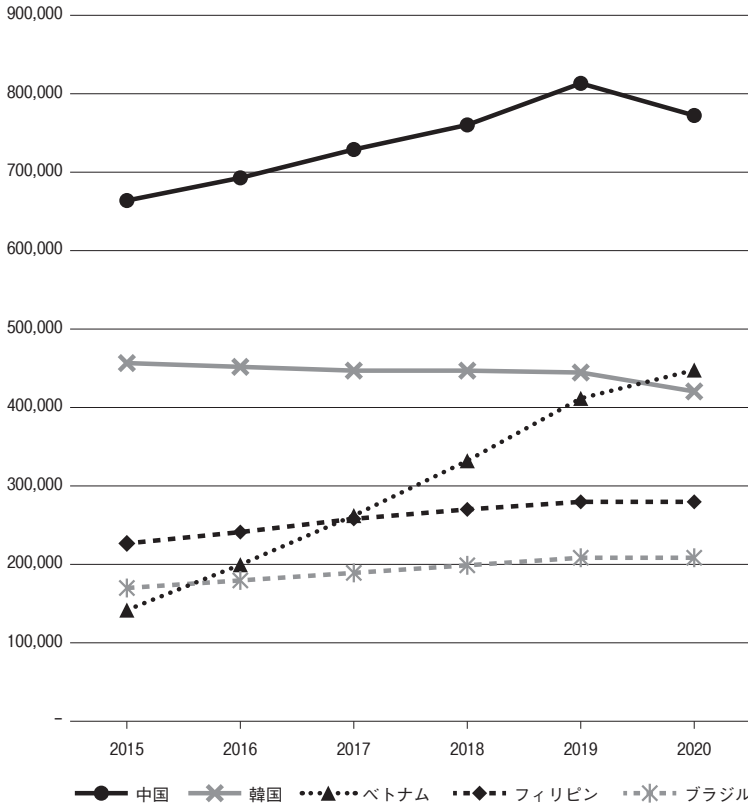


図2 主要5か国の人口動態 (2015-2020)

(出典：出入国管理庁「在留外国人統計」をもとに筆者作成)

(出井 2021a)。2000年代に中国籍人口が見せたような、ベトナム人の入国ラッシュの一端を示すエピソードである。

(2) 在留資格別に見た外国人人口の構成

次に、在日外国人がどのような目的で来日し滞在しているかについて確認する。日本国籍を持たない者が一定期間を超えて日本で滞在するには、目的別に承認される在留資格を取得することが必要となる。表2は、その内訳を表したものである。「特別永住者」は旧植民地出身者でサンフラン

表2 在留資格別外国人数 (2020年12月現在)

教 授	6,647	技術・人文知識・国際業務	283,380	文 化 活 動	1,280
芸 術	448	企 業 内 転 勤	13,415	留 学	280,901
宗 教	3,772	介 護	1,714	研 修	174
報 道	215	興 行	1,865	家 族 滞 在	196,622
高度専門職1号イ	1,922	技 能	40,491	特 定 活 動	103,422
高度専門職1号ロ	13,167	特 定 技 能 1 号	15,663	永 住 者	807,517
高度専門職1号ハ	676	特 定 技 能 2 号	0	日本人の配偶者等	142,735
高度専門職2号	789	技能実習1号イ	1,205	永住者の配偶者等	42,905
経 営・管 理	27,235	技能実習1号ロ	74,476	定 住 者	201,329
法律・会計業務	148	技能実習2号イ	4,490	特 別 永 住 者	304,430
医 療	2,476	技能実習2号ロ	258,173		
研 究	1,337	技能実習3号イ	707	総 数	2,887,116
教 育	12,241	技能実習3号ロ	39,149		

(出典：出入国管理庁「在留外国人統計」をもとに筆者作成)

シスコ平和条約後に日本国籍を喪失した人たち(朝鮮半島、台湾などの出身者)が有する資格であり、一定年数以上の滞在等の条件によって認められる「永住者」とともに、年数制限のない在留資格ということになる。血縁や婚姻関係によって認められるのが「日本人の配偶者等」(国際結婚で日本人の配偶者となった者)や「永住者の配偶者等」、日本人を祖先に持つ人たち(ブラジル・フィリピンなどからの日系人等)などが主に有する「定住者」などの在留資格である。

それに対して、就労を目的とした在留資格の中で数が多いのは「技術・人文知識・国際業務」と「技能実習」である。前者は「機械工学の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務等の従事者」の例示にある通り、自然科学や人文・社会科学の専門知識を要する業務に従事する者が得られる在留資格である。「技能実習」は元より発展途上国の人材の技能習得を主目的とした在留資格であり、当該技能に関する就労を認めるものであるが、実際には技術移転よりも単純作業を伴うような低賃金労働の充足手段として活用されてきた。このことは、本来は就労以外

の目的による在留資格である「留学」も同様であり、就労時間の上限はあるものの、日本側の雇用主からは安価な労働力として、当の留学生らからすると出稼ぎの手段として位置づけられている面もある。

そして、新型コロナウイルスの影響を大きく受け、人数を減らしているのも留学生と技能実習生である。佐藤忍によれば、2020年6月現在の動向として、在留資格のうち特にコロナ禍の影響が大きかったのが技能実習に関するもので、技能実習生の新規入国者（1年未満）が該当する技能実習1号が大きく減少し、逆に技能実習2号と3号は出国停止の影響で増加している、という（佐藤2020:26-27）。筆者も同じ手法で2020年末現在の動向について統計資料をもとに検証したが、同様の見解が得られた。留学の在留資格を持つ人の数が大きく減少しており、東京都、大阪府、京都府などの各種学校が多く立地する都道府県の外国人数を押し下げる要因となっていることも確認できた（詳細データの掲載は省略する）。

3. 日本の「移民政策」の行方とその課題

以上において、統計資料の分析をもとに日本に暮らす外国人人口の構成と動態について概観してきた。そこからは、新型コロナウイルスの感染拡大より以前は右肩上がり外国人人口が増加していたがコロナによって頭打ちになっていること、その中であってベトナム人人口と技能実習生の数が増加していること、在留資格では新規の技能実習生と留学生の数が大きく減少し、日本の労働市場に少なからず影響を与えていることなどが示唆された。以下、これまでの議論の要点についておさらいをしつつ、今後の日本の「移民政策」の行方と課題について論点提示を行いたい。

(1) 日本の外国人人口の構成——「ベトナムシフト」の行方

1980年代ごろまでは朝鮮半島出身者が多くを占めていた日本の外国人人口の構成について、1990年代からの南米日系人（ブラジル・ペルーなど）の増加が見られた。2000年代に入ってから中国、2010年代からのベト

ナム人口の急増に象徴されるように、近年では特に東・東南アジアからのニューカマー外国人の存在感が高まっている。表1で見たように、2020年時点ではアジア各国の国籍保有者によってその多くが占められている。

国籍別にみると、現在は第2位に浮上したベトナム人の人口増加が取りざたされているが、ジャーナリストの出井はこの流れはそう長くは続かないだろう、との見立てを示している。ベトナムからの入国者の多くは、技能実習生か（日本の各種学校もしくは日本語学校の）留学生か、のいずれかを占める。彼ら・彼女らは事前研修や渡航のために送り出し機関や人材派遣業者（ブローカー）に多額の借金をしており、日本滞在期間中の研修やアルバイトなどでお金を稼ぎ、返していかなければならない。経済発展の進むベトナムでは都市部における賃金水準も高まってきていることもあり、これらの日本への渡航ルートについては農村部の出身者や「貧しい労働者たちの出稼ぎ先」というイメージが定着してきているという（出井 2021b）。このような傾向は「だんだんベトナムからの技能実習生の質が低下してきている」という受け入れ側の実感となって表れてきている。このようにベトナムからの人の流れは、かつて2000年代に急増し2010年代にその伸びが鈍化した中国籍者と同じ傾向を示している。ベトナムからの「次」のシフト先が首尾よく見つかるのかどうかは定かではないが、在留資格に埋め込まれた様々な「縛り」や他国との経済格差にあぐらをかいたような形での「低賃金・単純労働力」確保のこうした仕組みは早晚成り立たなくなるのではないか。

(2) 在留資格別に見た外国人政策の課題——技能実習制度の問題点

表2で示した在留資格の一覧には、日本の複雑で錯綜した外国人政策の特徴がよく表れている。そこから見いだされるポイントを3つにまとめると、①「高度外国人材の招へい強化」、②「技能実習制度を軸とした基幹労働力の確保」、③「(移民の増加を意図した) いわゆる移民政策ではない」といった見出しで整理することができるだろう。

①の高度人材の招へいについては、日本も欧米諸国にならってポイント制度を導入し、優遇策をとっているが、表2の高度専門職各種の合計が1万5千人ほどにとどまっていることから、必ずしも有効に機能しているとは言えない。

その一方で、農業や漁業、各種製造業やサービス業など、多岐にわたる日本の就労現場に導入されている②の技能実習制度は、(安価で確実な)実質的な基幹労働力とみなされ、日本の雇用主らから「雇われて」と言っている。導入の当初は「研修生」という名称であったが、あくまで研修ということでその従事に際して労働法制は適用されず、最低賃金をはるかに下回る「研修費」で酷使される事例が頻出した。また、技能実習生は来日前に定められた受け入れ先の企業や事業所でしか働くことができず、転職や居住地の変更が認められていない。研修先やその内容に不満があっても移動することもかなわず、受け入れ先の意向次第で研修や実習が受けられなくなると即帰国しなければならない。このような仕組みは「条件不利地」と言える地方部に立地する企業や事業所、あるいは価格競争の激化の中で人件費に多くを割けない中小企業などにとっては、どんな地域や雇用条件であっても(日本で働くためには)そこにとどまるしかない制度であるがゆえに、都会や条件のよい雇用先に「逃げられる」ことのない労働力とみなされ、重宝される。

このような技能実習制度の問題点については批判も多く、2017年の技能実習法の制定により、監理団体や受け入れ先の事業所の監視体制が強化されるなど、制度の欠陥点への改正が施された。また2019年の出入国管理法の改正においては、技能実習制度の延長線上に「特定技能」という在留資格を設け、期限付きでない移民労働者として日本で働き続けることのできる道が開かれたとも言える。だが、移行のための条件が非常に厳しいうえに(建設や造船など)対象業種が限られており、すぐさま技能実習制度全体がこの新しい在留資格にシフトするわけではない。

技能実習制度の運用に際しては、金銭面や労働条件等において送り出し

機関や受け入れ先の企業や事業所などで不正が起きないように、監視や罰則の強化が求められよう。それとともに、技能実習制度自体をより多くのインセンティブを持つような仕組みへと改編していくといった工夫も考えられるだろう。

例えば佐藤忍は、カナダの農業労働者受け入れプログラムを検討するにあたって、日本の技能実習制度が1度研修を受けると再度同じ制度・同じ実習先で働くことができないのに対して、カナダのプログラムでは雇用者が同じ外国人労働者を雇用できる点を評価している(佐藤 2012: 28-29)。期限付きの労働(あるいは実習)であっても、その働きが認められれば再度同じところで働くことができるのであれば労働者側のモチベーションも高まるし、雇用者側も「いい人材」を安定して雇用することにつながる。

また、技能実習制度の本来の趣旨に立ち返って、実習を終えた者が母国に帰ってからのキャリア形成をサポートするような試みも重要となるだろう。二階堂裕子は、愛媛県で柑橘類の栽培や加工を営み技能実習生の受け入れもしているある地域協同組合が、ベトナムに有機農業の拠点センターを設立し、そこが帰国した元技能実習生の有機栽培農家としての自立やベトナム農業への技術移転を後押しする役割を果たしている事例を紹介し、高く評価している。

「このセンターの代表であるTさんは、『今後、Xで有機農法を学んだ元技能実習生が、ベトナムで家族とともに有機農法を実践し、そこで収穫された農産物を買取るしくみができれば理想的だ』と話す。そのため、社員としてセンターで働く元技能実習生のほか、独立して有機農業に取り組む元技能実習生に対しても、支援を行っている。これに加えて、センターで6カ月間日本語と有機農業の基礎を教え、卒業生の一部を技能研修生として日本の農家へ派遣する事業も展開している。」(二階堂 2019: 58)

ここで触れたような、農業分野においてこのような形で技能移転を図る

例は「きわめて稀」で、この事例はきわめて「特異な例」(同:55)のことである。ここまでの取り組みには至らなかったとしても、技能実習生が従事した仕事の内容が帰国後の仕事に役立ったり、あるいは日本で学んだ日本語能力や日本の職場での労務管理や労働倫理などがプラスに働き、帰国後に日本語教師や日系企業の従業員として雇用されたりするようなキャリアアップの事例もあると聞く。技能実習の本来の趣旨に沿うような質の高い実習・業務がなされることで、この制度自体の付加価値を高めるような方向性も考えられよう。

(3) 「地方誘導型移民政策」の可能性——カナダの移民政策の事例から

筆者は、2010年代に入って地方在住外国人の動向を研究テーマとして追いかけるはじめ、受け入れるホスト社会側のキーパーソン(行政、地域国際化協会、日本語教室、受け入れ企業、週末のミサなどに外国人が集まるカトリック教会の関係者など)に話をうかがってきた(徳田・二階堂・魁生2015)。製造業においては国際的な競争激化によるコストダウンの要請に伴う人件費の圧縮と日本人の就労希望者の減少への対応、農業や各種サービス業においては少子高齢化や若年層の流出による働き手の不足などによって、地方の就労現場の多くにおいて外国人の働き手(特に技能実習生や留学生)がもはや必要不可欠となってきた、という声が多く聞かれた。

だが、移民政策が改められて多くの外国からの労働者が日本国内を自由に移動できるようになると、条件不利地を多く含む地方部には外国人労働者がとどまってくれないのではないかと、という不安や危惧もまた、地方部の現場では多く聞かれる。そこで、技能実習制度がともすれば都市部に流れがちな外国からの労働者を地方に留め置く方法として「利用」されている(せざるを得ない)という実態がある。長期的には特定技能のように、一定の実習を経た後は就労先や居住地の選択が自由になるような制度変更の可能性についても考えられ、外国人労働者を地方に無理やり留め置く手段として技能実習制度が活用されるようなやり方がどこまで可能であるかは

定かではない。

地方で人手不足に悩む企業や事業所にとって、条件的に有利な都市部との競合は労働力確保の観点からすると悩ましい問題であるが、一つの考え方として、特定の地域の労働ニーズに合わせて、その地域の魅力やそこで就労することのインセンティブをアピールしたような「特区制度」による外国人受け入れプログラム、というのも考えてよいのではないか。このような方法論について筆者が現在着目しているのは、カナダの「地方誘導型移民政策」の例である。カナダでは「州指定プログラム」という制度が導入されており、各州の労働力需要や産業特性に沿って異なる条件での移民労働者の受け入れがなされている（石川 2018：95-98）。また、最近では介護や看護、農業分野などの人手不足になりやすい業種に特化した移民誘致プログラムのほか、「ケベック州」、「大西洋岸地域」、「地方・北部地域」など人口減少が著しい地方部などへ移民を誘導する具体的なプログラムが運用されている（カナダの移民・難民・市民権局ウェブサイト <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada.html>）。

もちろん、このような州や基礎自治体を単位とするような移民政策をそのまま日本で行えるわけではない。というのも、日本では外国人の受け入れ施策の立案・執行は国（とりわけ出入国管理庁）の所掌事項であり、日本の自治体にそのような権限や予算などは与えられていないからである。だが、日本の地方部においても外国人にとって魅力的な受け入れプログラムを整備して積極的に誘致していこうと奮闘している自治体や地域が存在する。

北海道東川町では、将来的に不足が予想される介護労働者の確保のため、奨学金制度を設けて町内の専門学校での学費、滞在費、生活費（総額で約500万円）を補助するほか、町立の日本語学校を設立して日本語能力向上のためのサポート体制の充実も図っている（東川町外国人介護福祉人材育成支援協議会ウェブサイト <http://kaigo-fukushi.org/gov.html>）。また、岡山県美作市では将来的な人手不足を見越してベトナムからの技能実習生の受け入れ強化を

目指して様々な施策を展開している。市の嘱託職員としてベトナム人スタッフを雇用して様々な相談を受けられる体制を作っているほか、技能実習生向けの市内バスツアーを設けて地元への理解を深めたり、ふるさとまつりにベトナムの料理のブースを出して地元住民との交流機会を設けたりするなどして、実習生にとって魅力ある地域づくりに努めている（二階堂2019a：45-47）。こうした取り組みや施策を「特区制度」のような形に昇華させることは、（そのためには移民受け入れに関する諸施策における「地方分権化」などの改革が不可欠となるが）地域の人材ニーズに合った形で意欲的な地域が主体的に移民誘致を行えるような政策環境を生み出すことになるだろう。

(4) 日本国内の「移民」人口の存在と統合政策の必要性

表2の右列のいくつかの在留資格は、すでに日本社会に定住・永住している外国籍者の存在を表している。一定期間の滞在や日本社会への貢献が認められることによって認められる「永住者」、日本の旧植民地出身者に認められる「特別永住者」、日本人を祖先に持つ者（日系人と呼ばれる）が日本に在留する場合に付与される「定住者」、日本人や永住者と結婚した者らに付与される「日本人／永住者の配偶者等」などである。そして、（日本国籍保有者であるがゆえにこの表には挙がっていないが）日本国籍を取得した帰化者や、国際結婚家庭に生まれたことで日本国籍を保有する「外国にルーツを持つ」日本人も増え続けている。

③の「移民政策ではない」という発言は、外国人受け入れ政策の改革に際しての安倍晋三元首相によるものである。外国人人口の構成上はまだごく少数にとどまっているが、上述のような「滞日移民」の存在に加えて、高度専門職や特定技能といった定めのない日本定住を認めるような在留資格が構想されている以上、日本に住み続ける外国出身の人たちや日本国籍を取得する人たちの数は確実に増えていくし、こうした人たちに対するサポートや社会参加の仕組みの充実は、日本の国（行政）の責任を伴った形

で行われるべきである。

だが、監督省庁である「出入国管理庁」という名称が象徴されるように、日本の外国人政策は国境を越える移動人口の管理に特化されすぎていて、日本に長く暮らす外国ルーツの人たちを支える法制度や仕組み、そしてそれを構想し運用することができる専門的な官公庁・部署を欠いている（先のカナダの「移民・難民・市民権局」という組織名称に注目されたい）。日本に入国した人たちの当初の生活に必要な外国人相談窓口、読み書きや会話などの日本語能力向上のためのサポート、生活上必要な情報を様々な外国語や「やさしいにほんご」で表示・表記する工夫、心身の健康を保ち不調時には多言語で対応できるような医療・福祉体制、外国にルーツを持つ子どもたちの学校教育上あるいは生活面やキャリア形成面でのサポートなど、課題は多岐にわたる（これらを移民の「統合政策」という）。現状の日本には、これらの諸施策についての体制整備やルールづくりが欠けているか著しく不足しているし、それを社会の責任として根拠づける法整備も遅れていると言わざるを得ない。とりわけ、日本に暮らす外国籍の人たちの権利保障や子どもたちへの母語・母文化教育のあり方等については、在日コリアンの人たちがたどってきた苦難の歴史や経験から多くを学ばなければならないだろう（魁生 2019）。

4. おわりに

人口減少が進む今後の日本社会では、将来的な人口減少による各地域の活力低下への強い危惧があるが、中長期的な視点からこの問題と結び付けた形で外国からの移住者・滞在者の受け入れや誘致について考えていこうという機運に乏しい。アジアの隣国である韓国や台湾などでは、外国人労働力の積極的な受け入れとそれに対する法整備や予算付けへとすでに舵を切りつつある。かつての送り出し大国であった中国も（一人っ子政策の影響などにより）遠くない将来には深刻な人口減少時代に突入すると言われており、その時には急激な高齢化に見舞われているであろう日本も含め、東

アジア地域において「外国人労働者の争奪戦」が繰り広げられる可能性がある。本稿で見てきたように、中国やベトナムなどではすでに日本はもはや「稼げる」「魅力的な」渡航先ではなくなってきている。将来的に人手に困った時に日本に来てもらうために、とまでは言わなくとも、外国から日本にやって来た人たちが心地よく滞在・定住できるような、人権面での配慮と礼節を伴った受け入れ環境を整えておくこと、そうした社会環境の整備を将来的な日本の活力向上と結び付けながら構想する発想を、そろそろ持ち合わせてしかるべきではないだろうか。多様な文化を併せ持つ「隣人」を助けることは、めぐりめぐってホスト社会に暮らす「われわれ」自身を助けることにもつながっていくであろう。

参考文献

- 出井康博、2021a、「なぜベトナム人実習生の入国ラッシュが起きたのか」(Wedge REPORT 2021年2月16日付コラム)、<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/22162> (2021年9月28日閲覧)
- 、2021b、「コロナ禍で加速するベトナム人の日本脱出」(Wedge REPORT 2021年5月21日付コラム)、<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/23021> (2021年9月28日閲覧)
- 石川義孝、2018、『流入外国人と日本——人口減少への処方箋』海青社
- 魁生由美子、2019、「地方の民族学校と在日コリアンコミュニティ——四国朝鮮初中級学校のフィールドワークから——」徳田剛・二階堂裕子・魁生由美子編『地方発 外国人住民との地域づくり——多文化共生の現場から』晃洋書房、p. 168-182
- 二階堂裕子、2019a、「中山間地域における外国人技能実習生の受け入れ政策——岡山県美作市の事例から——」徳田剛・二階堂裕子・魁生由美子編『地方発 外国人住民との地域づくり——多文化共生の現場から』晃洋書房、p. 35-51
- 、2019b、「外国人技能実習制度による国際貢献に向けた課題——ベトナムにおける農業分野の技能移転の可能性——」『西日本社会学会年報』No. 17、p. 47-61
- 佐藤忍、2012、「日本の園芸農業と外国人労働者」『大原社会問題研究所雑誌』645巻、p. 14-29
- 、2020、「新型コロナ、技能実習生、そして農業労働のゆくえ」『くらしと協同』第34号、p. 25-31
- 徳田剛、2019、「日本の地方部における多文化化対応の現況」徳田剛・二階堂裕

83 (16) (徳田)

子・魁生由美子編『地方発 外国人住民との地域づくり——多文化共生の現場から』晃洋書房、p. 1-17

徳田剛・二階堂裕子・魁生由美子、2016、『外国人住民の「非集住地域」の地域特性と生活課題——結節点としてのカトリック教会・日本語教室・民族学校の視点から』創風社出版

(大谷大学准教授 地域社会学・社会学理論・宗教社会学)

〈キーワード〉 在日外国人、在留外国人統計、地方誘導型移民政策